

はじめに

平成6年7月に制定された「学校法人武蔵野美術大学自己点検・評価規則」により始まった本学の自己点検・評価の実施は、平成10年度に完成する計画で進められ、平成11年度末には、「明日に向かって」と題する自己点検・評価報告書が刊行されている。その作業を実施した「自己点検・評価委員会」を第1回とし、その後、第2回の委員会は、3年ごとに「自己点検・評価報告書」をまとめるとした規則に基づいて作業を行ない、平成14年度末に、「2001/02年 自己点検・評価報告書」が刊行された。

その後、学校教育法の改正（法第63条の3第2項）により、平成16年4月から国公立のすべての大学が、7年以内に1度（学校教育法施行令第40条）、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務付けられたことを受けて、本学は、平成6年3月から維持会員として加盟している財団法人大学基準協会（平成16年8月31日に評価機関として文部科学大臣により認証）を評価機関として、平成20年に「認証評価」を受けることを決めた。

また、7年ごとに受けなければならない「認証評価」に焦点を合わせた平成34年度までの新たな点検評価スケジュールが平成17年3月教授会及び理事会において承認されている。第3期となる本委員会は、本学として初めて認証評価を受ける平成20年度までの5年間を任期とし、その準備作業及び実地視察等への対応を主要な業務として位置づけられたものである。

その趣旨は、平成20年度に認証評価を受けるために行う平成19年度の点検評価の前に、それまで行ってきた独自の点検評価項目ではなく、財団法人大学基準協会のガイドラインに沿った点検・評価項目による自己点検・評価作業を一度実施し、改善改革を経て、認証評価に臨むということにある。

本委員会は、基本的事項、財務、教育、学生の受け入れ、研究、施設・設備、図書館、学生生活の8つの実務作業委員会を設置し、平成16年5月1日を基準日とした基礎データをもとに点検評価を実施し、本委員会でのとりまとめ、整理を経て理事長、学長に報告するに至った。

大学の理念と目的を明らかにし、それを達成する教育研究活動のすべてについて、常に自己検証を行なって行く大学の自己点検・評価の意義は、あらためて言及するまでもないが、今回の自己点検・評価作業において指摘した評価とそれに基づく改善・改革方策の提言内容がすみやかに実行され、我々武蔵野美術大学の構成員全員の総意とその努力によって、わが国を代表する美術・デザインの高等教育機関としてのさらなる充実と発展が実現することを願うものである。

最後に、実務作業委員会のメンバーの方々に謝意を表するとともに、平成19年度の点検評価作業へのご協力をお願いする次第である。

第3期自己点検・評価委員会
委員長 長澤忠徳